

檄文

大丈夫誰か國家を泰山の安きに置き生民を塗炭に救ひて吾君を堯舜に致す事を希はさらん烈丈夫誰か生命を鴻毛より輕んし君の爲に身を抛ちて芳名を青史に留むる事を希はさらん近年國難荐に生し二百餘年擊壤鼓腹の民復た生を聊んと能はず四方の奸雄竊に割據の謀を企て 幕府の傾危旦夕に逼れり臣子たる者豈手を袖にして傍觀すべきの時ならんや謹て惟みるに

東照神君四海鼎沸の亂世に出たまひ暴を誅し亂を平け上は

朝廷を尊ひ廢典を興し中は功臣を封し歸順の諸侯を懷け賞を重くし刑を輕くして寛仁の政を行ひ下は萬民を水火の中に救ひて各其所を得せしめたまへり子々孫々千歳の後と雖へとも誰か其恩澤を蒙らざる者あらんや然るに一二の説客名利に眼暗みて

神祖の恩澤を忘却し兵革の事無ければ功名を立るの時なしと思ひ佞辯を以て浮浪の徒を嘯聚せしより以來百犬聲に吠て天下の人心を誑惑し無賴の徒互に相響應し陽に勤

王の名を唱えて陰に叛逆の謀を企て中國西國の諸侯を慫慂し尙佞辯を逞ふして公卿縉紳を欺罔し恐多く

も 天聽をも惑わし奉らん事を謀り百事皆幕吏の罪に託して公武の間を離間し種々の讒言を構えて幕府を誹

謗し或は夷人を暗殺して外國と幕府との間に怨を結はしめ或は忠良の士を殺して誣るに天誅の名を以し

或は山谷に聚りて劫掠を行ひ或は

行幸を勸め奉りて 鳳輦を奪はんとを謀り或は 禁闕の下に砲火を放ちて京洛の地を蹂躪するに至る是

等の罪勝けて算ふ可からず是皆浮浪説客の輩より起るとにして實に彼等は

王法を恐れず

神祖の恩澤に背き國家を亂すの賊子狗彘も其餘を食はざるの徒なり然るに

先帝崩御まし〜大喪には大赦を行はるゝの舊典に従ひ長州の罪は置て之を問はしめす干戈一たひ止む

に似たれとも彼の奸詐の謀士浮浪の兇徒愈々海内に跋扈し陰かに之を養ふの諸侯有り招きて謀を問ふの

列卿有り皆

幕府の威權を奪ひて中原逐鹿の世となさん事を謀る者なり如此の奸賊京畿に充滿し

大君之か爲に遂に歸政の表を

朝廷に上てまつるに至る正に是天下安危の係る所にして徳川氏に在ては實に危急存亡の秋なり情々惟るに天下の事を誤る者は佞辯の説客と浮浪の兇徒なり今根を斷ち葉を枯らすに非れば天下の亂止むへからず昔蘇秦張儀か輩合従連衡を説きて諸侯を煽動し竟に周の王室を滅亡せしめたり彼の輩生存するの間は奸雄の謀愈々増長し海内忽ち修羅の衢となり

王室 幕府共に累卵の危きに臨むと鏡に懸けて見るよりも明かなり今日の急務心を一にし力を戮せて神祖の恩澤を感戴して忘却せざるの諸侯を糾合し上は

朝廷を尊崇し下は 大君を翼戴して兵權を他に委するとなく敢死の勇士を募りて伍を集め隊を分ち佞辯の謀士を搜索して一人も残さず之を誅戮し奸雄の膽を奪ふより他なかるへし而して後陰謀を懷きて歸順せざるの諸侯有らば明かに

勅命を請て征討すへし今の時に當て

幕府一たひ兵權を解くに至らば奸雄悉く志を得て強は弱を欺き大は小を併せ天下の形勢四分五裂し應仁より天正に至る間の頃の如く父を弑し君を逐ふ亂臣賊子相踵て出るに至らん此極に至らば誰か

王室を輔翼尊崇する者あらん然れば則今日幕府に忠を竭すは乃ち

皇國を泰山の安きに置んか爲なり亂臣賊子を誅鋤して諸侯奸謀の根を斷つは即ち芳名を千歳に留むるの盛舉なり希くは同志の士此志を變するとなく誓て

神祖の爲に忠力を 宗室の家に盡し幕威を振興し奸賊を誅戮し四海靜謐萬民安堵の場に至らしむるの義舉あらんとを〔原文片假名〕

今般御改革に付

左に諸侯上京迄も難被爲待件々

御下問と趣奉畏候右は重大と御事件に付御施爲と當否にて天下治亂と機に相關り候儀に付深く

御憂慮と段奉恐察不顧恐言上仕候抑

王政は王政と規模有之武政は武政と綱紀有之儀に付一旦御改革に相成候に付ては甚以不容易儀且古今と倣ひ改革と際程安危治亂と機は無之候其故は新政未立と内舊制相弛み人心恟々施設紛紜と隙に乘し自然一己と私略を逞し候輩有之終に天下と大亂を發し候に至り候事古今と常證に付何分にも此隙に乘し精々御熟慮御遠謀被爲在度左も無之一時苟且と計を以急速に事を成さんと被欲候ては乍恐舊來と覆轍を踏み可申且大利と所在必大害と所存に候へは此度と儀十分大害を禦と大體相立然して後に御改革と大利に可有之候其大害を禦と手段は新制未定間は從來と紀綱を不弛より外は無之候然處此度大樹公至誠至忠を以二百五十年と積權を一朝に

朝廷に奉歸候段實に曠世と盛舉希有と謙徳天下と所欽希と奉存候に付於

朝廷も聊無御嫌疑

王政と規模組立と儀大樹公へ御委任相成天下と公議を盡し古今と沿革時勢と變遷萬國と形勢をも斟酌い

たし至當と大規模を被爲立萬國に卓立萬世に貫徹相成候御盛業御建定被爲在大規模相立候迄は
朝廷嚴重清肅と體を不被爲失御鎮靜被爲在目前と小計少も無御拘當分御委任と御儀と奉存候間外國と事
實美以下と事は勿論其餘御別紙と件々一切御任せ可被成と奉存候に付逐件施爲と儀は御答不奉申上只々
公平正大と御趣意御貫徹候様奉至願候以上

十月

御名

右は紀伊亞相公より京師へ御建白と寫なり

格乃々々

卯十月月記卯
法宗万々々々
吉乃々々

今般御復政と御舉御曠世と御猛斷大公至誠と御英圖より被爲出候御儀實に不堪感泣御次第に候併御連枝御譜代臣子と面々奉論候得は

九重御幼冲 輦下御動搖と折柄

御祖宗奕世と御大業卒然一朝御辭解に相成候段争てか座視傍觀奉るへき悲憤痛惋此事に候此上は益利害得失を不顧各爲徳川氏家君臣と大義を砥礪し數百年と

御厚恩に報し候外無之儀と奉存候抑

東照宮御武徳を以天下を御戡定被爲在大に内外諸侯を封せられ上王室を翼戴し下億兆を撫綏せられし各上下候而何れも君臣と分を守り候事殆と

今に三百年其御功徳と隆實に前古以來御比例も無之處近年草莽不逞と徒姦説を蠱張し禍を蕭牆と内に醸

し次第に御羽翼を奉殺き御孤立と勢に相成候既に近來討

幕と企相唱候に至り又一變して今日と形勢に相成利萬石以上と進退は今御兩役にて被取扱候旨被

仰付且又

召と諸侯上京と上は王臣と相心得候様萬一御沙汰も出候哉と趣實以恐入候御次第にて一旦右

朝命相下り候上は即日

幕府と君臣と恩誼相絶可申か實以恐入候御次第に候候邊又如何様と異事出來候哉も難計實に寒心と至に候 夫れ子弟功臣を建立し

夫々大封等を被宛行候は申迄も無之事に候得共偏愛と御私情より出候儀に萬々無之斯る時こそ飽迄持扶

匡救と爲に被建置候と處昇平數百年上下と情隔絶致し君臣と恩義澆薄に赴御連枝御譜代向迄も 各其民

士を私し自ら開拓封殖し候心得に相成甚敷は從來と姦説に籠絡せられ往々

幕府と君臣と大義を忘れ益 皇國と陸沈に赴き候にも不心付 其御大難に臨み不計も不忠不義に陥り候も難計近

年國家御多難と折柄御親藩其外

天幕と間に周旋盡力いたし候も全く天下の治安を被圖候御祖宗と御大業御恢復と 一途に出候處遽に臣僕と諸藩

と比肩と 徳川家に被爲成候御事實に冠履顛倒綱常拂地とも可申嗚呼歲寒して松柏と後凋を知る誰か

幕府と君臣と大義を明にし志操凛烈綱常秩然相立候得は王臣たらんより全義と陪臣となり益砥節奮武と目的相立候得は

即ち依然たる 徳川氏を不爲失 世運挽回と期も可有之儀哉と被存候猶御深算と可有之爲國家御示有之

度事

千八百六十七年十一月四日江戸にて

外國事務執政閣下に呈す以前如何なる手續を以て日本人荷蘭の兵士を務めし哉右を日本の古籍にて吟味すへきを今本國政府より命せられたり閣下此事に付江戸に在る書冊にて少しなりとも知らるへきや若し知難ければ右を長崎奉行へ書面にて云送り余か長崎に至れる時右奉行か余に右書中肝要なる事を告知すへき旨を命あらんを希望せり

右奉行へ贈らるへき書は余當月八日此地を出立すへければ之を余方に贈り給ふへし恐惶敬白

肩書

ポルスブルック

丁卯十月廿二日三田侯御家中に達寫

今度從徳川家 朝廷へ御建白被爲在候御趣意并 朝廷か御返答と趣昨廿一日於西丸御書付御渡にて尙見込も候は、以書取可申上旨被達有之候則拜見致候處誠に以驚駭涕泣と至乍恐 皇國御衰運と長大息と外無之候尤近來外國交通か宇内形勢政治と善惡御納見被爲在候て 思召被爲在候筈よりして上は政權を 朝廷へ御歸し被遊下は諸侯と領地を減し藩臣と良才を選舉被爲在或は官職も被與或は親兵御用被遊謂る共和政治に御改政被 仰出上中下院に評所を設け萬事公共と論を以御政令一途に被爲出候様相成候事に候得共是亦誠以 皇國未曾有と大變革立新にて感喜雀躍と至に候得共餘り俄に被 仰立候にて 朝廷か御返答も御神速故疑らくは姦賊等以名教摺紳家を唆し其勢不被爲得止事今度と御場合にて差迫候御儀にて無之哉と竊に被爲案候以名教押來候も一應尤に相聞候得共變通天理に不達革命を不知と偏見不足論候愈今度 徳川家と御政權を 朝廷に御歸し相成候ては唇破齒寒と諺の如く終には朝廷と御神威も被爲衰忽ち政權を振らんと欲する姦賊志を得候共必然と儀と愁歎此事に候我等察儀は 徳川家御取立と家筋には無之候得共 桐嶽院様關ヶ原以來無二と御忠勤を被爲盡候上子々孫々數代を經今日と我等代に至迄土地人民を不失相續致來候は全 徳川家治平に御恩澤に浴し候故と儀左も

無之候ては御家にて二百有餘年を保ち可申哉 徳川家と御爲には身命は不及申に假令領知差上候とも更に遺恨は無之事に候既に先達て萬石以下御旗本衆の軍役金十ヶ年と間半高金納被 仰出候砌愚存には右同様被 仰付候は、難有上納存候聊も奉報 大恩候程と儀に候得は今度於 徳川家政權を 朝廷に御歸被遊候上は尙更領知上納と儀は相當と存居候間最早當家と運命も是迄と存候間家中一同覺悟を定め愈令憤發節儉相守人道を修し此末如何底相成候ても無廉恥振舞無之様致吳候は、本懐と至生前と樂み不過之と存候此故一大事と覺悟當今急務に候間不包心底可被申出候事

卯十月廿二日

御名 御判

九鬼長門守隆義侯

○

徳川内府征夷御委任大政返上將軍職辭退と兩條斷然被 聞食候抑癸丑以來未曾有國難先帝頻年被惱 宸襟候次第依衆議と所望依之 叡慮被決大政復古國職挽回と御基可被爲立候間自今攝關幕府等被廢絶先假に總裁議定參與と三職を置萬機可被爲行諸事神武創業始^{（厚）}搢紳武弁堂上地下別ち無く至當と公議を盡して天下と體裁を同可被遊 叡慮に付各勉勵奮有怠惰と汚習を洗ひ盡忠報國と誠を以可被奉公事候事内院勅問人數國事掛議奏武家傳奏守議職所司代總て被廢止候事

- | | | | |
|----|-------|----------------------|----------|
| 總裁 | 有栖川宮 | | |
| 議定 | 仁王寺宮 | 山科宮 | 中山前大納言 |
| | 尾張大納言 | 越前宰相 | 安藝少將 |
| 參與 | 大原少將 | 萬里小路辨 | 長谷三位 |
| | 橋本少將 | 尾藩 ^{三別本} 壹人 | 越土藝薩三人つゝ |
| | | | 岩倉前中將 |
| | | | 薩摩少將 |

一大政官始追々可被立候間其旨可被心得候
一朝廷禮式追々御改正可被爲在候得共先攝錄門流と儀被相止候事
一舊弊御一洗に付言語と口被洞開見込有之向は不拘異議無忌諱可被致建言且人才登庸第一と御專務に候故心當りと仁有之候は、早々可有言上事

一近年物價格別騰貴如何とすへからざる勢富は益富を累ね貧は益窘急に至り候趣畢竟政令不正を所致民
 土王者の大害百事御一新と折柄旁被惱 宸襟候智謀遠識救弊と策有之候は、無誰彼可申出事
 一和宮御方先年關東に降嫁被爲在候得共其後將軍薨去且 先帝攘夷成功と 叡頼を被爲許候處始終奸吏
 と 詐謀に出御無詮と上は一日も早く御還京被爲在度近日御迎公卿被差立候間其旨可心得居事
 右と通御確定以一紙被仰出候事

十二月廿五日鳥居丹波守手の酒井左衛門尉其外にて召捕候者并降人に出候者相預り傳奏屋敷に引取守衛
 致候者

薩藩都合 五十七人 姓名略之

女小供五人

中間十六人

一酒井左衛門尉家來届書

於薩邸 打取 十六人

召捕 壹人

降人 四十二人

於島津淡路守屋敷

切捨 貳人

召捕 三十二人

一酒井紀伊守手にて

生捕 十五人 内士分四人

槍突留 貳人

鐵砲打留 貳人

一會津下屋敷塀を乗越

被召捕候者 壹人

一松平伊豆守手にて

討取首 五つ 内采幣首一つ

槍にて突留 七人

右と外鏡砲にて打取候者首不取

一松平伊豆守手にて

手負 八人

即死 八人

一間部下總守手にて

手負 八人

即死 貳人

一酒井左衛門尉手にて

手負 八人

即死 壹人

右と外分捕等と事詳に記之といへとも匆卒中抄寫に付略之

卯十二月十六日於浪華城外國公使御應對と書取

此度日本政體大に變革する場合に至る條約濟外國公使共申述度旨趣は上様勉勵信義を以て右條約無相違被爲遂候を京師感戴候然るに當時上坂と各公使におゐては現在互に政體を討論する事には一切關係無之只望候所は政體堅固に被立國民歸服し外國に對し信義を不被爲失と事に候且又本國と事務に付引合用向有之時は何れの政府に引合へきか公然と吹聽有之は當然と儀と存候依之 上様於て右と兩條諒察被爲在此以後何れの政府に諸事引合を無遲滯吹聽被成候様望み候

上意

我祖宗 東照公日本と政體を立し事大綱立萬目舉り貳百餘年上天子々下庶人に至る迄其徳を尊ひ其澤に浴せざるものなし然る處宇内と形勢一變し外國に條約を結ひし以來全美と良法も虧缺あるを免れず余繼統と始め此事を熟考して京師に協議し此法を改革せんとす是他念有るにあらず偏に憂國愛民と赤心々余か祖宗以來傳承と政權を擲ち廣く天下と諸侯を聚め公議を盡し輿論を採て全國政府と建法變革を定めんと信約を以て朝廷に寄此鴻業を成んため 先帝より遺命有之幼主を扶翼するの攝政殿下を始め宮堂上方數名全く政權を歸する事を諾候乍去諸侯と公議相決する迄諸事是迄と通政權を執行ふへし

との 勅命なるにより其會議の期を待て斷然其席に臨まんとせしに豈料んや一朝數名と諸兵杖を帶して禁門に突出し先帝顧命と攝政殿下を始め宮堂上方を放逐し 先朝譴斥と公卿を引入て代らしめ最前勅命と旨を變し公儀を待たず將軍職をも廢する事に至れり余か旗下譜代と諸侯大に憤激し日本の大法を壞り余か國民心に背きし暴戾の罪を責め兵を擧るの外他事なしと日夜余に迫れり然れとも最初政權を放寄せしは畢竟上下人心一和する爲なるに右様と過激に及は素志にあらず假令如何なる正理有とも余より亂階を避んため一と先下坂に及ひし也然れとも此事他人より視る事狀にはあらず余か國を憂民を愛する情より彼兇暴と所業を視るに 幼主を挾み 叡慮に托し私心を行ひ萬民を惱すは見るに忍はず何れ國と爲め辯論せざるを得ず萬一奏見と向をも先諭し公議輿論を問ひ偏に我國の隆治を祈る是祖宗 東照宮愛民の餘靈に依り 先帝の遺志を繼んと欲し天下と同心協力して正理を貫き事業を遂げ公議を定めんと希ふの外他なし就ては余か國と和親の條約を結ひし各國は國內の事務に關係するに及はず却て條理を妨ぐるなきを要す余既に條約のケ條殘る處なく履行ひし上は當此上とも全譽を失ざる様各國の利益を扶け追て全國と衆論を以て我國の政體を定る上は條約をふみ各國と約せし諸件を一々取行ひ始終の交際を全するは余か任にある事なるは諒察せらるへし

無題

王自尊矣誰卑之。攘夷唱今未攘夷。今日更驚復古日。所復何古愚太癡。上古人淳朴。無爲消姦究。中古漸巧慧。權臣代天子。近古更慄悍。武斷非得已。時勢所趨天意從。雖聖人不過如此。嗚呼 王室垂拱亦久矣。復之爲言豈容易。天子欲自復。咄有承久事。天子纔能復。南狩彈丸地。今也以臣復。天子。公議之間須盡意。譬之養氣有由緣。集義所生乃塞天。欲助苗長。苗則稿。請慎無若宋人然。神鼎輕重誰復問。君休臣勞各有分。復古復古君看取。五百年來有定論。

慶應丁卯冬十月

半林下人眞一翁

右は肥後木下某と作なるへし

大槻盤溪翁のよし

可也非耶可也非。連聲歌舞斬新衣。莫是皇風復古驗。神符如雨下京畿。辭職將軍就藩服。萬民仰望太平開。諸侯九合匡天下。不以兵車誰力哉。強藩跋扈幕威衰。慘憺陰風鎖鼓旗。誰識外人窺舉動。據鞍寓目海之涯。

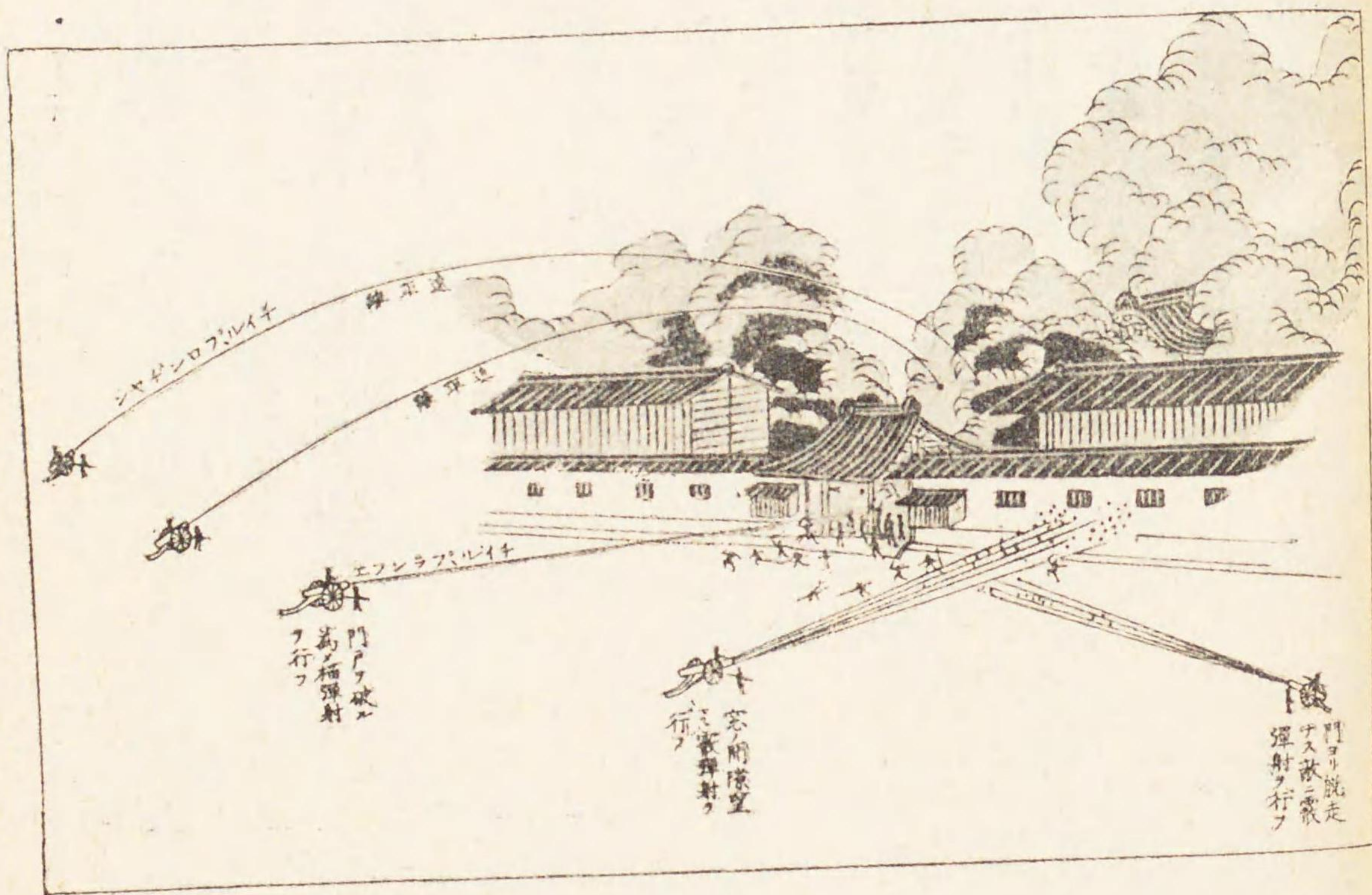
無名氏

亦同作なりと云

卯十二月新戲場

演石川五右衛門假聲

詞前略「ハテうらゝかな詠めじやナア」高輪や濱の真砂はつきずとも世に盗人の種はのこらじ



○
卯十一月廿五日夜

美濃守殿の渡

但此夜は御門にべ切相成候に付今
朝被相渡候との事

當節惡徒共市中致暴行且

野州其外にをいて徒黨を結ひ

不容易事共被巧候に付此程

夫々御召捕相成候處右同士と者

をも松平修理大夫屋敷内に致潛伏

居去る廿三日夜市中御取締として

出張罷在候酒井右衛門尉人數屯

所の亂入砲發をよひ候所業難

捨置同人々召捕引渡と儀及

掛合候處理不盡に發砲をよび

候に付無餘儀戰爭相成候就ては

猶脱走と輩も難斗候間右様と

者及見聞候は、速に召捕自然手

餘候は、討捨と上早々訴出候様

可致萬一見聞候共其儘に差置

候者は可被所重科候

右と趣御領私料寺社領共不洩様

可被相觸候

右と通可被相觸候

十二月

右は即日英文に譯し外國公使館へも御渡相成候
英人曰右罪狀に内今一件重大と罪あり本文これを脱落せり薩人故無く英のボート小艇に向て發砲せり其罪尤輕
からす云々

十二月廿八日於日御門前薩土長藝と兵操練
叡覽相成候但し體勢運動のみにて砲は不發由

○ 戊辰正月四日七時認

○ 當月三日午刻頃を京都混雜と儀御注進申上候大坂表を 御公儀様御上洛被遊御先手會津様姫路様其勢三
萬騎夫々京都御固めにて土州長州雲州肥後様伏見の御出張有之正八時を合戦相成伏見は不及申淀鳥羽燒
拂相成右に付當宿へ京都と御固め薩州大村備前阿州彦根御方御出張被遊大混雜に相成夫に付舟留り人馬
繼立不相成然處今朝淀牧方邊燒拂相成未だ納方相附不申候

和泉屋藤作

○ 正月八日浪華を急報有之同夜 西城の諸藩と重役被召呼大監察并監察立會にて上方變動有之候に付此表
におゐても何時非常と儀有之間敷とも難計一同臨時と警備嚴重相心得候様御達相成候

○ 正月七日午過神奈川驛燒失

正月九日着浪華書狀寫

○ 正月三日 將軍様京都の御上洛に付伏見迄御出 江戸先手組新撰組松山勢大小砲にて薩長の勢に打たれ
死人多し旗色悪し仁和寺宮日月の旗を二流れ立花公家の^{不明}加勢して元より組して有
伏見一晝夜燒失是は戦路せはき故兩方を燒打と成又々死人多し

將軍三日夜淀御城へ旅宿三日は是にて濟

四日右と勢にて伏見にて戦争殊に甚し此時は江戸方勝利なり

大坂は町人共老人子供引拂と様觸有

京都市中生首持歩行人おひたし此節は

將軍多分大坂の御引取可有之哉敵勢薩摩土州長州安藝凡四萬人

江戸方出張

會津

○ 評判よし

桑名

松山

細川

或る糖商の報告

然者昨三日晝七時頃伏見にて黒砂^薩本方大將五千計會印壹萬五千計大砲打合有之會印大勝利黒と本方は大敗軍京地に逃込候に付同所又々大騒動と様子に御座候未た京都と様子は一向に相譯り不申六條邊大騒動と申事に御座候是迄黒本方同腹と御連中急に江戸方と相成候由承り申候只今と處相手は黒と本方壹本立と様子に御座候會印大勝利噲に御座候然處今晚七時頃^上屋敷か出火有之御殿廻りは不及申長家砂糖藏までも不殘焼失いたし千七百計切手焼失仕候中屋敷は無難に御座候得とも會印か御出張貳萬計も御封印付に相成候^米米切手同様振合に可相成よしに御座候今日相庭貳百五拾夕位に御座候

紀藩某か來る 小田原藩文返とよし

正月八日九ツ時來着

昨日四時頃薩州戎装にて多人數伏見と方へ押行候趣相聞如何なる變事出來可申哉と京中人氣動揺いたし候處夕七ツ時少々過頃伏見と方へ三ヶ所火と手揚り砲聲相聞候處此度御變革に付伏見奉行御引拂に相成右迹に 公邊と新撰組と薩藩との取合にも可有之哉と由申合居候處夜に入火と手は益盛に相成大小砲

聲更に絶間無之相響終夜一寸と間も不止事柄更に不相分候間御目付方の罷越模様柄承り候處舊臘廿五日頃江戸表にて庄内市中人數廻り屯所の薩藩及亂妨候に付右藩并他藩にて薩邸焼打にいたし薩藩及敗走候次第大坂表に申參候處兼て會桑其外今般御變革と處置不服に付 公邊御鎮撫と主意も守兼候間大坂か伏見に押出し候處右薩長承知いたし伏見へ出張及戰爭候よし又一説に 上様御上洛被仰出候に付御宿より大久保主膳正歩兵二大隊引率し伏見へ出張と處薩藩通す通さぬとの纏れか戰爭に相成候よし

大坂か

會 桑 松山 高松 大垣

其餘陸軍方歩兵多人數

京方

薩 長 藝 土

昨夜中と處大坂勝利にて餘程京近く掛り候處今朝夜明け後に至り京方旗色直り大坂方引色に相成候趣京方旗色直り候は長州昨三日夜龜山泊^{丹波}りにて京地へ五里と處右戰爭承知山崎天王山に急き出張候故會桑挾み打を恐れ繰引にいたし候と被存候桑松不手際にて大砲其外分捕に合候説も有之候砲戰のみに無之手詰

と戦も有之双方怪我人夥敷事に被存候此奥如何可相成哉只今四ツ時過砲聲止み不申候下略
正月四日

三六八

正月五日關宿より出たる書狀

津表并勢田橋等御固め嚴重にて馬荷物等通行不相成夫に付今五日を正六狀計諸荷物は請負方相休申候
下略

又同日出と書翰

先便申上候伏見表不容易大騒動當地よりも追々軍勢繰出しに相成尤大坂表よりも同斷と由下方は軍勢追々相増候へとも上方は薩長土計に御座候由乍併只今にては先勝軍に御座候由に候生首等多分持歸りと勢有之候昨夕方に伏見へ參候人ミ申居候には未軍戰相休み無之候大分下と方へ押寄候由にて大小砲と音遠き方に相成申候併少々にては油斷相成不申候昨四日晝時頃仁和寺宮様并御公家様四萬計御出馬被成鎧御具足錦と旗金銀と日月有之諸勢拔身にて譬語言にも盡しかたく目覺しき事に御座候

辰正月十日美濃守殿御渡

臣慶喜謹て去月九日以来と御事體を奉恐察候得は一々
朝廷と御真意無之全く松平修理大夫奸臣共陰謀より出候は天下と所共知殊に江戸長崎野州相州處々亂妨劫盜及候も同家家來と唱導により東西響應し
皇國を亂り候所業別紙と通にて天人共所憎に御座候間前文奸臣共御引渡御座候様
御沙汰被下度萬一御採用不相成候は、不得止誅戮を加へ可申候此段謹て奉奏聞候

正月

別紙

薩藩奸黨と者罪狀と事

一大事件盡衆議を被 仰出候處去月九日突然非常御變革を口實に致し奉侮

幼主諸般御處置私論を主張候事

一主上御幼冲と折柄

先帝御依托被爲在候攝政殿下を廢し止參内候事

一私意を以宮堂上方を恣に黜陟せしむる事

三六九

一 九門其外御警衛と唱へ他藩と者を煽動し兵仗を以 宮闕に迫候條不憚 朝廷大不敬と事
一家來共浮浪と徒を語合屋敷屯集江戸市中押込強盜いたし酒井左衛門尉人數屯所砲發亂妨其他野州相
州所々燒打劫盜及候者證迹分明に有之候事

三七〇

正月九日八時頃一見第三度目

大久保主膳正殿用達が四日附書狀八日相達す京都町奉行

一 筆奉啓上候然は三日晝後京地が伏見へ追々出張相成候に付人氣相騷候處夕方伏見淀鳥羽三ヶ所一面火
上り燒失大小砲打立砲聲今に不相止大戦争に御座候大坂方會津大垣先手とよし今に京地は火に不相成候
へとも皆々立退申候

一 參與御役所が御呼出し別紙御渡相成候間御達申上候本紙は御在所に奉申上候へとも大亂無致方當惑罷
在候

大久保主膳正

別紙

王政御復古に付深厚き御思召と旨有之儀に候處昨今に至り不計も坂兵伏見迄出張突然兵端を開き終に不
得止形勢に押移り候に就ては各名聞條理を踏可勤王事は勿論猶又追々御沙汰と次第も可有之候間其節急

度勉勵盡力可致様被仰出候

○

正月四日出飛脚八日着

(是又大久保が申來候よしなれとも本文を按するに他人の書狀なるへし)

三日夕八ツ時頃が伏見へ薩長土藝と兵出張頻に相圖打上げ候よし其内砲聲響き申候間伏見と屋敷にて新
撰組と薩兵との事にも候哉と存候處會津桑名松山と兵大坂が參り打合に相成り直に手詰にて双方討死怪
我人夥敷京方大敗北に相成候夜中砲聲不相止大坂方殊と外勝利と處四日朝毛利大膳龜山邊まで參着と處
右砲聲を承り候に付直に天王寺へ馳參り會藩松山勢と後口より打掛け候處前後と敵を受候ては不覺を受
可申と存候に付會桑松山勢も繰引大坂と方へ引揚候に付四日と戰には大坂方利を失ひ候よし殊に桑名松
山大不出來にて大砲其外器械を長兵に被奪取候よし

一 一説には 上様には大坂御出城不被遊候よし御上京御宿割大久保主膳正様歩兵二大隊引率して伏見驛
迄御出張相成候に付夫より戦争相始り候事と申候

一 又は舊臘廿五日江戸薩邸彼れより發砲いたし候始末不届に付會桑と兵大奮發して京地薩兵を誅伐に出
坂いたし右戦争に及候とも申候

一 大坂方會藩松山奥詰銃隊歩兵陸軍方新撰組京方薩土藝

三七一

一三日には大坂方大勝利にて京近邊迄敗り寄候處四日に少し色合惡敷乍去又々取返し申候

三七二

越老侯は此事に先たちて去冬自ら薩土の爲に欺罔せられたるを知り憤りて歸國ありし由なり他日討薩の義舉あるへし尾老公進退いまた詳ならず

○

武家の目覺

劍術と兵法と有差別事武士たるもの不可不知矣有増左に記

劍術は相應に出來たるもの法外に長き刀を帶し肩をいからせ往來と人の突掛り弱き武士と見付たる時は無理を言かけ或は酒狂にて人を突殺し終には我身を亡すに至るもの間と有之兵法は是に異り常々と心得慎方有劍に道有振に法有業成に隨ひ心を修身を修後には國家も治る程と大學問御座候忠士と輩は無錢にて傳授可致候事

大日本

軍法指南所

木挽町住

田島 貫道

〔辰正月十日美濃守殿御渡〕〔朱書〕

臣慶喜謹て去月九日以來に御事體を奉恐察候に一々

朝廷に御真意無之全く松平修理大夫奸臣共陰謀より出候は天下に所共知殊に江戸長崎野州相州處々亂妨劫盜及ひ候も同家家來に唱導により東西響應し皇國を亂り候所業別紙と通にて天人共所憎に御座候間前文奸臣共御引渡御座候様御沙汰被下度萬一御採用不相成候は、不得止誅戮を加へ可申候此段謹て奉奏聞候

正月

別紙

薩藩奸黨と者罪科と事

一 大事件盡衆議と被 仰出候處去月九日突然非常御變革を口實に致し奉悔 幼主諸般御所置私論を主張候事

一 主上御幼冲と折柄

先帝御依托被爲在候攝政殿下を廢し止參内事

一 私意を以宮堂上方を恣に黜陟せしむる事

一 宮門其外御警衛と唱へ他藩と者を煽動し兵仗を以 宮闕に迫候條不憚 朝廷大不敬と事

一家來共浮浪と徒を語合屋敷に屯集し江戸市中押込強盜致し酒井左衛門尉人數屯所わ砲發亂妨其他野州

相州所々燒討劫盜及候旨證據分明に有之候事

別紙

先般建言と次第も有之候處豈料らんや松平修理大夫家來共要

幼帝不盡衆議矯

叡慮天下に亂階を醸し候件々不暇枚舉依之別紙兩通と

奏聞を遂大義に倚て 君側と惡を掃候に付速に駈登軍列に可相加者也

建白書持參

外股

大目 附 瀧川 播摩守

〔京都町奉行〕 大久保主膳正

〔陸軍奉行並〕 竹中 丹後守

〔歩兵頭〕 佐久間近江守

深手

〔同〕 鶴田 備中守

打死

脇腹打拔 〔同 〕 兼 大澤 顯次郎

傳習兵四百人

内 六十人即死

會津兵八百人

内 五百人即死

三百人手負

正月十日於江戸表

老中格被 仰付

町奉行

立花出雲守

黒川備中守

正月十日

營中噂には官軍大勝利竟に入京 禁門と固め薩兵少々残居候處退去いたし
勅命にて細川へ被命候處細川を浪華の伺と上右御固めに代り候よし

陸軍奉行の借寫

昨三日曉方三兵其外諸藩共凡兵數雜人除き壹萬五千程京師口々々上京今四日早天京師伏見并大坂藏屋敷共取
圍み奸黨と者引渡候儀及懸合不出時は戦争と一決相成居申事に候然るに昨三日夜七時頃伏見邊出火只今
以第四日曉火氣盛に有之軍目付を公然注進は無之候得共多分は則十に御勝利と申事に候戦争中又は戦争始
り候節彼地出發歸坂申立候様子にては伏見表にて兵隊晝食仕舞支度相整ひ進み候處薩人差留候由此口は
步兵奉行佐久間近江守に有之候薩人曰 内府公 御上洛と儀 勅命無之に 御上洛不相成旨申張内實は
師が御催近江守と隊大に怒り激論におよひ候處終に彼方を砲發およひ候よし就ては官軍大砲隊打出し二
有之由三發にて薩邸焼拂續て伏見稻荷と申所の長州陣營燒き候よし步兵と者一人罷歸り只今申立る則五時也
是迄今曉認る

丹後守殿 伏見がよりと御書狀認上候

伏見表と薩賊不殘打退桃山屯集是又打退け相成申候最早一休と後京師薩不殘燒打に相成候に相違無之と
淀表出張但州より只今四日第十二時豊前殿御家來注進に罷歸申立候

會藩勢盛にして薩も不可當趣に有之候感服々々當表藏屋敷五ヶ所今曉取圍み候處既に其前自分出火二屋敷は不殘燒失残り三屋敷は無事に取申候尤壹人も無之
伏見ミ方は休戦ミ由明五日曉は必京師薩州燒打と申事ミ由に間違無之被爲存候昨夜半頃より鳥羽街道戰争起り候よし是は洛中入口ミ由故最早入洛相成候事と奉存候明五日一日にて鎮定無疑事と奉存候
大坂藏屋敷は武器米金其外小道具類に至る迄不持退いづれも捨置逃去候よし
薩州藏屋敷の一に和蘭人コンペニー名不知荷物預置候處自燒いたし右蘭人甚後悔ミ趣に候右申上度少々つゝは間違候廉も可有之候間御察御判讀可被下候

正月四日

第十二時半

川勝近江守

駿州殿(山口 / 但本人は道中に在り)

甲州殿(朝比奈)

加州殿(江連)

京都ミ形勢飛脚問屋カ急便有之左に申上候

一四日午刻過京都下店不殘相片付夫より伏見戰場の見物に參候處最早同所は引取鳥羽山崎南ミ所にて大

砲打合仕居候伏見凡四分通燒拂相成候此度死人は土州敗軍にて澤山車にて東福寺に引取土州死人は大佛知山の引取關東勢は死人少く御座候先手前共見請候には會津桑名御家來は五六十人槍大筒にて死去いたし居鳥羽山崎四日夜戌ミ刻頃迄に相鎮り申候處今五日早朝西街道にて又候大砲打合始り相手ミ人數は薩土長藝四藩其外人數は繰出し無之市中御見廻り加州其外にて致し居何分此度は一寸鎮り不申大坂方も大名澤山有之京方は今五時軍列定り尾越二藩一向手出し不仕候其儘旅宿に罷在候四藩ミ人數も國許カ繰出し候ても京都に入事出來不申段々京都手薄に相成候様被存候右不取敢申上候已上

京都店カ

正月五日午刻認

吳服町

江戸屋

過刻申上候通今夕刻手配圖面取調中先方カ打掛り俄に戰争始り只今最中所々放火何分手配中始り意外手間取困り申候乍去勝利は疑無之候間御安心可被下候扱大砲車真棒折候も有之候間何卒大砲繰出し御差向可被下候拙者出船昨夕河津三郎太郎大砲隊召連着坂候に付藏屋敷打拂候は、繰出しミ積申付置候得とも四日曉相成候ては遅く可相成候間其御本陣カ急速被仰遣其地ミ大砲御繰出し奉願上候以上

三日夜七時五分

竹中丹後守

松 豊前守様

塚 但馬守様

模様に寄り追打いたし候積り尤付込追討く下知最中に御座候以上

○
辰正月十日晝時過着大坂報告

伏地戦争三日始り同地は傳習兵其外にて餘程大戦争苦戦と由併打破り伏地は乗取鳥羽街道は戦争一時は大戦争にて是も東寺迄打入候由伏見と兵は奸徒は城山桃山と兵手強候得とも會津濱田濱田は漸傳習兵等手強く働き追々入京藤森迄参り胸壁を築立砲を据今日は大佛も攻落し可相成且又諸藩と人數追々上坂追日益盛大と勢に相成彼は只々京地に決死するより外策盡候よし

兵庫薩船三艘は外國船と間に入居打たれざる様に致し居候罪は無之候へとも着船と上に無之候ては吉左右不相分只々掛念は彼船江府へ廻り候哉又は坂府と江府との船路と害をなし候哉夫を案し居申候鶴田和泉守仙太郎鳥羽にて陣頭に進み討死と由

大久保主膳正大澤顯一郎少々疵受申候今日會津山の如く敵と首を船にて下し候て坂地へ着候よし彼は伏地迄出張勢を爲張居候處伏地打破れ追々尻込候上は只々手足を切られ候姿に有之候

丹後殿竹中な馬を大砲にて被打落馬の由併無難と申事

正月五日

○
正月十一日營中おゐて聞取書

浪華報告大意

一 御奏狀を携瀧川播摩守正月二日華城を發す護衛として陸軍六大隊姫路濱田勢隨之竹中丹後守陸軍に將たり

牧方驛に一泊し三日鳥羽に至る

一 四塚關門長州人護之吾曰 内府公上洛の先駈也と長人諾してこれを通す

一 又關門あり地名守衛不詳

一 三ノ關門薩人これを守る

内府公上洛と前駈也と彼れ拒みて敢て通さず是より先き肥後勢先駈として進む關門を守るの薩人これを通す吾曰肥後人を通して吾を拒むは如何彼曰 内府公の人數敢て通さず

一 應接中彼に伏兵の設ありて忽然と發砲す我軍大に亂る時に桑名勢少し後れて來り隊伍を整へ守り返し

攻戦卒に薩を破る薩敗北して京へ退く吾軍逐て二條に至る
一瀧川播州奏狀を携へ辛うして入京し奏狀を越前老侯イカに呈す則ち奏狀の
天聽に達する確報浪華に達す

一正月三日吾軍伏見に赴く傳習兵二大隊會津勢八百人姫路勢大垣勢なり

賊徒大舉し伏見を放火し攻撃するに逢ふ彼れ手配り最十分に於て吾苦戦甚し歩兵頭鶴田和泉守討死大
澤顯一郎手負歩兵の死するもの七十人會津勢八百人内戦死する者五百人此日傳習兵の働目を驚すと
云吾軍一先淀城へ引揚ぐ

一四日早天吾軍出張す勝敗未だ其報を得ず薩兵の死者車に積て東福寺に送ると云

一坂地に在る薩邸に吾か兵を向けんとす彼れ其邸を自焼して退く

一兵庫に薩の蒸氣船貳艘あり三日吾か戦艦と戦ふいまた其報を得ず

一薩兵一大隊兵庫に屯集す薩船に乗るを得ず其舉動未詳

一江戸より到るの騎兵等大津を破りて京に入三條に至るの聞あり然れとも大津は彼よりまた守護を置く
といふ

一大君華城御動座無之松平豊前守爲御名代淀城へ出張

一高野山と事

中村勘兵衛 永井信州 津 植村 郡山 織田 脇坂 片桐 紀州勢

右人數を以圍之

一大坂木津川は彦根勢にて守之

一高田侯五日京着

一鹿兒島城と御所置は御見込有之由

以上

別報と内抄録

一大津へ江戸へ撤兵相登候よしは誤傳にて矢張大坂へ相廻り候よし

一堂上方兩人會薩爲和解

勅使に被相越候に付細川家へ守衛被 仰付候趣然處又御評議にて尾老公 勅使と趣被 仰付候處矢張

彼是治定不相成終に御沙汰止に相成候よし

一御所は尾越其外小藩と警衛に候趣其外は大同小異故略之

○

阿部美作守に

松平修理大夫奸臣共兵仗を以

宮闕に逼り奉侮

幼主私論を主張し

先帝御依托と攝政殿下を廢し恣に宮堂上方を黜陟し或は家來共浮浪と徒を語合屋敷に屯集江戶市中押込強盜致し酒井左衛門尉人數屯所を砲發亂妨其他野州相州等所々燒討劫盜および候證跡分明に有之殊に此度

御上洛と前路を遮り砲發亂暴遂に京坂と間不容易事態に押移候段畢竟修理大夫奸臣共と所業に出候事に
有之依之各邸共被 召上在府と家來共は一同急速國許へ退去候様可致候

右と趣松平修理大夫家來共へ可被達候

阿部美作守家來に達し覺

松平修理大夫家來共取計方と儀美作守には近親と廉無餘儀次第に付諸事美作守に相達候得共外近親と内申合取計度面々も有之候は、名前申聞候様可致旨美作守家來に可達事

右正月十日留守居に申渡之、

○

慶應三丁卯十二月朝廷に獻白

先帝大非常と御變革被 仰出候儀は既往と事柄一切被爲捨萬事公平正大衆議と所歸を以一途と御政道相

立速に神州治安と御鴻基を被爲 聞召候 叡慮と旨奉拜承實に雀躍に堪不申候上下目を刮て

御沙汰を相同居候内去る九日に至俄に召と列藩兵士戎服と儘參 朝就ては何となく 闕下騒々敷何方も

驚愕罷在候處 二條殿下を初官家數十人除職と上御門出入迄も被差留且

將軍家も頓て除職解官削封可被 仰出趣に相聞右は必定御譴責と御譯も可有御座其儀は得と相辨不申候得共

將軍家祖宗以來世襲と大權被差上只管御自責を以聖業を被奉補度との御趣意は末々迄も感喜仕候折柄右様と御所置被爲在候ては更始御一新と御手數他日如何様と御都合に成行可申哉實に杞憂と至に奉存候依之仰願くは差寄

御所内外戎服等と儀至急に被止一刻も人心鎮定と御沙汰に相成隨て攝政殿下を始御取扱と儀も公平正大衆議と所歸を以御施行有之往々彌以御改革と御趣意睨と相實候様被爲在度幾重にも奉懇願候昨今と形勢

所謂百尺竿頭一步を進み御時節と奉存候間重疊恐多奉存候へとも寸表奉言上候誠恐誠惶頓首

加州	糟屋十左衛門
因州	眞野大次郎
上杉	眞野寛藏
南部	西村久四郎
柳川	澤田又六
阿州	十時攝津
對州	蜂須賀信濃
肥前	扇源左衛門
肥後	酒井平兵衛
仙臺	溝口孤雲
津	但木土佐
久留米	藤堂所左衛門
秋田	山村源大夫
	長瀬兵部

津輕	西館平一郎
丹羽	田邊市左衛門
溝口	窪田平兵衛
備前	澤井權次郎
	津田彦右衛門

十八藩

但筑州脫落歟

十四日名指にて

御所に御呼出

過日能こそ建言被致

御満足被

思食候猶此後も無腹藏可申上候事

○

十二月十二日

今度武家傳奏御役所御廢に付ては差當候處參與御役所において取扱に相成候但石藥師通一乘院里坊を
以段々右役所に被設且參與役所と被稱候間是迄武家傳奏取扱候廉は右役所に可被申出候事
十二月

參與役所五藩士參勤姓名

大原宰相

萬里小路

左大辨宰相

長谷三位

岩倉中將

橋本少將

尾

荒川甚作

丹羽淳一郎

田中邦之助

越

中根雪江

酒井十之丞

毛受鹿之助

薩

岩下佐次右衛門

西郷橋之助

大久保市藏

藝

辻將曹

櫻井與四郎

窪田平次

土

後藤象次郎

福原藤次

神山左兵衛

岸 大藏丞

立花 宮内

渡邊 大監

中川 中務

加勢

岡本市之進

人見 正親

下役

中川 大炊

生駒 右京

森 主計

淺井 右京

同

同

〇

紀州
武内 孫介

私儀

寅八月

長征之儀に付差出候建白書

微賤不才をも不顧犯萬死奉哀訴候去丑夏寡君討長惣督と大任 台命相下候に付再三固辭被致候得共 御
懇命難默止不被得止奉命被致速に上坂國力を盡し職掌を奉し被申度と奮勵指揮有之候付一藩舉て報國忠
戰を相期し罷在候處豈量

幕府彼是御多度にて征長と大舉御因循に相成御討入期限も度々被 仰出候得共毎々延期相成大軍數月大
坂に滞在し先手人數も他邦に越年し徒らに國財を費し從來勝手向と不如意彌上倍增と疲弊を重ね士氣漸
々怠惰を生候に至候は弊藩而已ならず諸藩共同様と儀に御座候然る處此度御討入と御決議相成被 仰出
候儀は格別と御英斷にて可賀事には御座候得共時機相後れ候内 官軍には漸疲弊と勢有之賊徒は益堅固
に叛計相整殆難儀と場合に御座候間此方と號令嚴明上下一和不仕候半ては急速と成功無覺東奉存候然に

諸藩と兵士着到無之以前御討入と期日御布告に相成俄に出藝未た人數も着揃不申候内大島郡が兵端相開
 續て藝石にも戰爭起り乍不都合も盡力指揮被致候内猶又不都合と事件出來一旦惣督固辭被致暫時休兵相
 成候上辭職 御許容無之候に付再諸軍の指揮被致候得共失機失策士氣不振と端を起し素が諸藩は因循に
 て傍觀と族多長賊恣に暴威を振ひ攻守勢を異にし 官軍敵境の足を容る、事なく此體勢にては督府何程
 盡力被致候とも急に卒業と場合には至り兼此上數月を經候時は國財盡果候而已ならず内外と異變難計此
 折柄路傍と風説 華城と大變悲歎と限り國家危急存亡と秋今日に相迫り寡君と進退相極益切迫と大患に
 被當臣子と分として痛苦と限りに御座候此上諸藩も相奮ひ敵境を進撃するに至候は、外國が必事を醸し
 可申候か長藩素が攘夷は口實にて天下騷擾と基を開き夫を時として自己と大志を遂へきと策は辯論を待
 すして知る所に有之加之曖昧中に洋人に服従し彼力を假るの秘計を構候儀は追々外國が窃に軍艦兵器を
 買取或は英吉利の留學生を遣し置候杯彼と深謀自明白に有之諸夷も亦屢彼地に往來し懇親を結候趣相聞
 申候畢竟長防敗軍滅國切迫と日に及候は、彼必定洋人に據て援を請ひ洋人も亦是に應ずる事必せり乍去
 長を援けて條約と政府に對し砲撃するには至間敷候得共兵威を以和を講し押して交誼を結しむるに至らん
 左ある時は是迄と盡力勞て功なきのみならず 御威光地に陥ち諸藩制服と路も絶相逐日御家運傾候外有
 之間敷と乍恐切齒痛憤此事に御座候 幕府衆多と諸賢士今日と一舉にて國家興廢悔て不及と大患を轉し
 候も又陥り候も毫末の間にして確定仕候儀況當今と時勢大國と諸侯は往々割據と望なきにあらず陽には

天朝幕府に遵奉と姿を顯候得は其隱微を察候得は可慮と事情も不少旁因循苟且と 御所置にて日を費
 候時勢に無之事機御洞察被成下別紙に申述候大意御採用長防問罪と師命須臾にして卒業に相成候様御盡
 力奉仰願候右件々は寡君は勿論有司中から出候國論には曾て無御座微臣國家と爲に苦身憂慮切迫と至情が
 不憚忌諱愁訴仕候儀に御座候此事件に付て御譴責と御沙汰も御座候は、微臣壹人刎首を甘伏罪を辱可仕
 候恐惶謹言

寅八月

武内孫介

條約通信と國々事有時は互に應援致し候は天下と公法に御座候付急に通信と各國の約し彼と海軍を起させ吾御軍艦を先鋒とし彼を後備として長防と海岸を打破り
官軍各陸路を攻打海陸相應して打入候は、二旬及三旬にして兩國平定可仕候先する時は人を制するの古語も有之一日後れは一日と費にて數日を経るに従ひて救ふへからさるの大患立至り可申に付速に御英斷奉懇祈候事

但亞國は固より幕府と御爲を心掛候間御頼と事勿論候得共英佛兩國と間に自ら相抵抗致候儀有之一方わ御托し相成候儀不可然仍て右三ヶ國ミニストルと同様に御掛合相成可然奉存候尤本國にも使節可被遣候得共急卒と場合事機洩れ候ては不可然譯合に付在留ミニストル決斷を以取計吳候様御應接相成候は、決然承領可仕候事

京師と異論諸候と物議等に御懸念も可有之か乍去右様と事を慮り候ては矢張因循持久より外無之候今日切迫と御時節尺を曲け尋を直くするの御權謀即今と御急務に御座候右等と異論は長防平治と上如何様にも鎮靜可相成と奉存候間報國忠憤と御密議を以暫時も御猶豫無之御決斷相成候様奉願候事

〔卯十二月於浪華城外國公使御應接振〕〔朱書〕

外國公使

此度日本政體大に變革する場合に至る條約濟外國公使共申述度旨趣は 上様勉勵信義を以て右條約無相違被爲遂候を感戴罷在候然に當時上坂と各公使においては現在互に政體を討論する事には一切關係無之只望候處は政體堅固に被爲立國民歸服し外國に對し信義を不被爲失と事候且又本國と事務に付引合用向有之候節は何れと政府に引合へきか公然と吹聽有之候を當然と儀と存候依之 上様おいて右と兩條を諒察被爲在此以後何れと政府に諸事可引合を無遲滯吹聽被成候を望み申候

上意

我祖宗 東照公日本と政體を立大綱を正し萬目舉りて貳百餘年上 天子より下庶人に至迄其徳を尊ひ其澤に浴せざるものなし然る處宇内と形勢一變し外國と條約を結ひし以來全美と良法も虧缺あるを免れず余繼統と始此事を熟考して京師に會議し此法を改革せんとす是他念あるに非ず偏に憂國愛民の赤心より余か祖宗以來傳來の政權を擲ち廣く天下の諸候を聚め公議を盡さんとす然るに

脱文

避けんため一ト先下坂に及ひし也然れとも此事他人より視る事状にはあらず余か國を憂ひ民を愛する情より彼の兇暴の所業を視るに 幼主を挾み叡慮に托し私心を行ひ萬民を惱すは見るに忍ひす何れ國の爲め辯論せざるを得ず
をも告諭し公議輿論を問ひ偏に我國の隆治を祈る是祖宗
東照公愛民の餘靈に依り

先帝と遺志を繼んと欲し天下と同心協力して正理を貫き事業を遂げ公議を定めんと希ふの外他無し就ては余か國と和親の條約を結ひし各國は國內の事務に關係するに及はず都て條約を妨ぐる無きを要す余既に條約のケ條殘る所無く履行ひし上は尙此上にも全譽を失はざる様各國の利益を扶け追て全國の衆論を以て我國の政體を定る上は條約を履み各國と約せし論件逐一に取行ひ始終の交際を全くするは余の任に在る事なるは諒察せらるへし

一正月十一日夜五半時頃

還御御供板倉 甲州 備州 室賀 設樂 新村

一昨夜四時過板倉侯御濱々周防守殿御宅へ御出に付淀侯一兩人と御供にて御出御内談と由

一今朝六時御供揃にて京極主膳正殿濱御殿に 板倉侯同斷

一西丸下馬にて御笠被爲取御入城

右御笠京極持て入る

一會桑共御同船にて歸り候との事未詳

御還りミ縁故不詳といへとも四日五日は官軍勝利也六日に敗績せしか信報未得之 藤堂の陣所より砲を打出し候より大敗と成 十三

日朝或人來話敵兵浪華城ミ搦手へ廻り頻に大砲を打掛候に付急に水門を御乗船不取敢 還御相成候との

事

六日夜回歸丸へ

御乗込佛人シャノワン乗組八日朝

御出帆洋中において薩船三艘にて妨を致候處シャノワン指揮にて發砲壹艘速に打沈め外貳艘逃去候付無

恙 御歸着然處風甚惡敷八丈外迄廻り大に延引漸十一日夜御着
○若州今兵を分ちて尼ヶ崎を守ると云

三日と戦

官軍初に勝利其後連敗

津勢裏切有之

無據形勢にて 還御相成官軍半は紀州へ半は伊賀越にて引取候筈

豊前殿御留守

浪華城は諸軍退散と上自焼と手筈

九日浪華城焼失

浪華七分通りも焼失のよし

兵庫と地は外國人悉く預り候

去六日夜 大君御乗船と節泉州堺と方に當り火焰上り候右は堺近海に碇泊と藝船と所爲にも可有之哉

一兵庫奉行柴田日州歸府兵庫口守衛と儀外國人へ相托候處外國兵士急度可相守旨

一去四日京師御觸書寫

東兵上京に付爲鎮撫今四日橋本少將殿柳原侍從殿細川越中守人數被召連大津驛へ御出張相成候段長谷
美濃權介殿御直達御座候鳥羽街道へ出張薩長人數敗北關東勢追々入京と勢に付仁和寺宮總裁大將軍被
命薩土人數引率御鎮撫と爲御出張相成候關東勢より歎願書にても被指出候儀に候得は御請取可相成夫
共萬一發砲に及候得は朝敵と儀に付不被爲得止御征討可相成趣に御座候

正月四日

彦根

追々切迫と形勢に押移り東兵上京と風聞有之候に付爲警衛大津驛へ出張可有之但徳川内府に御沙汰と次
第も有之候に付猥に籠暴と儀は有之間敷候へとも尙精々穩便懸合其旨趣可有言上候乍然若押て上京亂妨
等有之候は、不得止と儀可爲朝敵候間可有其所置御沙汰候事

井伊掃部頭

隨從と人數召連早々大津驛へ出張盡力可有之御沙汰と事

正月

大君下坂のとき也

四〇〇

天朝の御届

今度内府政權を歸候儀に付旗本輕輩に至迄心得違ひ者有之自然 輦轂と紛擾相成候ては御幼童に被爲在候事に御座候間人心折合候迄暫時下坂精々鎮靜行届候上速に上京御沙汰相待候方可然哉と奉存候會桑二藩と儀も一同召連一ト先下坂何程にて仕候筈に御座候右は伺濟と上發途可仕筈に候得共彼是機會を失ひ萬一不慮と儀出來候ては 皇國と大害に付不得止事則發足爲仕申候於内府は伺濟と上取計候心得に候處兩人機會熟察相勸申候右と儀は臣子全兩人と取計に候間御譴責被爲在候は、伏て奉受心得に候事

十二月

尾張前大納言

越前 老侯

當今治定之文

朕ハ大日本 天皇同盟列侯ノ主タリ此語ヲ承ヘキ外國ノ帝王ト其臣民ニ對シ祝辭ヲ宣フ 朕將軍ノ權ヲ朕ニ歸サンコトヲ許スヘシ列侯會議ヲ興シテ汝ニ告ルコト左ノ如シ
第一朕國政ヲ委任セル將軍職ヲ廢スルナリ

第二大日本ノ總政治ハ内外ノ事共ニ皆同盟列侯ノ會議ヲ經テ後有司ノ奏スル處ヲ以 朕之ヲ決スヘシ
第三條約ハ大君ノ名ヲ以テ結ト雖モ以後 朕カ名ニ換ヘン是カ爲ニ 朕カ有司ニ命シ外國ノ有司ト應接セシメン某未定ノ間ハ舊條約ニ從フヘシ

十二月

右は外國人の御布告先御見合に相成候由也

正月十四日朝密報

- 甲府城へ浮浪人多く相集り候趣内達有之候
- 庄内藩國元不殘出府存亡を
御家とたくすへき旨評決近々出府と筈内々爲知有之候
- 十三日會津手負と者着船佐倉佐藤舜海へ頼なり
- 去冬新宮の長船貳艘襲來

○徳川慶喜天下と形勢不得止を察し大政返上將軍職辭退相願候に付 朝議と上斷然被 聞召處唯大政返

四〇一

上と申而已にて於

朝廷土地人民御保不被 遊候ては

御聖業難相立候に付尾越二藩を以て其實效御訊問被 遊候節於慶喜奉畏入候得共併會桑と者共承服不仕萬一暴舉可仕哉も難計候に付只管鎮撫に盡力仕居候は尾越より及言上候間 朝廷には慶喜直に恭順を盡し候様被 思召既往と罪不被爲問寛大と御所置可被 仰付候處豈圖や大坂城へ引取候は素より謀にて去る三日麾下と者を引率し剩へ前に御暇被遣候會桑等を先鋒とし闕下を奉犯候勢現在彼が兵端を開候上は慶喜反狀明白始終奉欺 朝廷候段大逆無道最早於 朝廷御宥恕と道は絶果不被爲得已追討被仰付候兵端既に相開候上は速賊徒御平定萬民塗炭と苦を被爲救度 叡慮に候間今般仁和寺宮征討將軍に被任候に付ては是まで偷安怠惰に打過或は兩端を抱き候者は勿論假令賊徒に従ひ譜代臣下たりとも悔悟憤發國家と爲め盡忠と志と輩は寛大と 思召にて御採用可被爲在候依戰功此行末徳川家と儀に付歎願と儀も候得共其筋を御許容可有之候然る御時節に至り不辨大義賊徒と謀を通し或は潜居爲致候者は 朝敵同様嚴刑に可被置候間心得違無之様可致候事

但征討大將軍置かれ候上は即時前件號令可被發候勿論候得共猶旗下粗暴と徒壅蔽爰に至り候事哉と彼是深重に 思召を以て御遅延と處三日より今七日に至り坂兵日に雖敗走益出兵吳々可被爲止斷然本文と通被 仰出候各藩陪臣從吏卒に至まで方向を定め爲天下公可有之事

御用候間明九日辰刻

禁中假建所の參上可有之候也

正月八日

參與役所

諸侯連名殿

追て夫々急に廻達可致候在京無之向は重臣留守居用達等と内遣頭可有之候也

〔右役所において諸家へ渡したる書付則前文なり〕〔朱書〕

尾藩の到來

正月十三日着便にて御家中の御觸達と寫

大納言様御事先般 御上京以來 御宗家と御危急深御深痛 朝幕と御間に被爲立日夜 御奔走御盡力被爲遊候得共終に今日と形勢に立至候段誠以恐入候次第に候然處 上様には御下坂被遊 大納言様には禁闕近く被爲入議定職とも御勸にて列藩御衆議等被遊候付萬一列藩と方々御片寄

幕府の御對御不義理と儀等被爲在候様に組取候輩可有之哉も難計候亦右體と御譯合にては毛頭不被爲
在此已後共彌 朝 幕と御間飽迄御盡力被遊候
思召に候間此段能々相辨若心得違彼是事情に依て致動搖候ては不可然候間右と趣承知爲致候様にと
御沙汰に候事

正月

按するに御下坂後一戦の前の御沙汰なるへし

尾越老侯もまんざら倒幕の志にはあらざるへし

此兩侯に就て策を施す手段もあらんか未考

○
水野彦三郎儀急に召し由にて昨晚出立いたし候よし同人弟拙宅へ參候へ共留守中也書て置たる書面に
は彦三郎上り候付ては公邊と御模様心得迄に閣老衆へ伺ひ候よし也閣老衆と御挨拶如何なる事か未聞

京師にて

御觸寫

先般外國御交際と儀

叡慮と旨被 仰出候に付ては萬國普通

と次第を以各國公使等御取扱被爲在候

然る處此度 御親征御出輦被爲遊に付

ては御餘日も無之御事に付各國公使急

に參朝被 仰付候に付此段相達候旨被

仰出候事

二月

右と通被 仰出候間洛中洛外山城國中

寺社共不洩様早々可相觸もの也

外國御應接之儀は上代崇神仲哀御兩朝
之比を年を逐て盛に成遠邇も各國歸化
貢獻有之其後唐國とは常に使節往來或
は居留之其交際も亦自ら親しく如此時
當り船艦之制未だ開けず故に三韓四近
と唐國而已西洋各國之事は暫差置き印
度地方は明確ならず然るに近代に至り
ては萬民所知の如く船艦之制航海之術
其妙を窮め萬里之波濤比隣之如く相往
來し一時幕府と失措と乍申皇國と政府
に於て誓約有之事は時と得失に因りて
其條目は可改候得共其大體に至りては
妄に不可動事萬國普通之公法にして今
更於朝廷是を變革せらる時は却て信義
を海外各國に失せられ實以不容易大事

に付不被爲得止於幕府相定置候條約を
以御和親は取結に相成候既に先般御布
令被爲在候上は皇國固有之御國體と萬
國之公法等御斟酌御採用に御成候は是
又不被爲得止御事に候依ては越前宰相
以下建白之旨趣に基き廣く百官諸侯之
公議に依り古今と得失と萬國交際之宜
を折衷せられ今般外國入京參朝被仰付
候元來膺懲之舉は萬古不朽之道にして
假令和親を講する共其曲直に依て各國
不得止之師相起候其例不少付ては攻守
之覺悟勿論之事に候得共和親之事於先
朝既に開港候旨許候に付皇國とのみ親
和奚に相始り居候處其節は幕府へ御委
任之儀に付諸事交際之儀於幕府不扱來

り候然る處此度王政一新萬機從 朝廷
 被 仰出に付ては各國交際之儀今や御
 初政之御時惣て之事件全く總裁始當職
 之責に有之候何分某等不肖之身を以て
 大任を負荷し非常多難之時に逢候上は
 深く恐懼思慮を加へ天下の公論を以及
 奏聞今般之事件御決定被爲在候且國內
 未熟海外萬國交際之大事有之候得共普
 天卒士焦心聊力共に王事に勤勞し萬國
 交際を始め萬機悉く既往將來を不論無
 所憚詳論極陳有之度只急務とする處は
 時勢に應し活眼を開き從前之弊習を脱
 し聖徳を萬國に光耀し天下を富岳の安
 きに置列聖在天之神靈を奉慰上下擧て
 此御旨趣可奉謙承候事

二月

右之通被仰出候間洛中洛外云々

○
 此度西洋各國公使并に附屬之者追々入
 京候間市中徘徊可致且參内之砌に總て
 不作法之儀無之様急度相心得可申候
 右之通云々

○
 今度御一新之折柄御交際も被爲在候儀
 付ては指向爲融通洋銀一枚に付金三歩
 之當りを以無差支交際可致旨被仰出候
 間銘々無疑念可致通用候

二月

右之通云々

駿府より來狀寫し

大取込に付別段御用捨可被下候彌 御
勅使 柳原侍從橋本少將殿御兩卿一昨
廿八日駿府仕候御供候面々は薩長備前
因尾紀勢州龜山濱松井上其外小大名ま
じり如何成行候哉誠に恐敷事に存候
一柳原殿御装束赤地錦陣羽織白地錦太
刀付くゝり袴御召ものも何と申切やら
至て立羽(羽)なる品に見受仕候御馬に被召
金の凡貳尺餘計と立るぼしを被召其日
少々雨ふり候に付立傘さしかけ御通行
の形勢さながら芝居と様に御座候私方
なと官軍御宿にて大混雜商買ものも片

付致誠に大取込に候

一橋本様御装束紫地錦と御陣羽織鬱金
地錦の御袴御ひたゝれと袖しぼり誠に
立派なる御兜を被召同御傘さしかけ白
馬に被召至て花やか誠に大將と様に奉
存候惣御同勢何ほとなる哉おひたゝ敷
事に候且又風聞承り候に三日路跡を大
將軍有栖川宮様御出と由に御座候又候
是はひと際御立派と由皆々被申候尙後
便

二月晦日

戊辰二月中旬
會議之記

開成所

○
會議日記

戊辰正月十三日左と廻狀相達す

國家重大事件に付會議致し度候間盡忠有志と諸君貴賤に不拘明十四日か小川町開成所は御入來可被成候
但毎日朝五半時か八時迄と内銘々腰辨當と事

正月十三日

右廻狀諸方の差出諸家方留守居へは赤坂交際方添紙にて廻達す

○
十四日雪

午前諸藩士 赤坂交際方と布告に隨て追々來會す

昨日 閣老へ會議候事申出置候處御聞届に相成候

監察阿部邦之助來

今日諸向萬石以上以下陪臣末々迄布告す

右は監察局より也

○今日席上にて

攻急務を問ふ

七時頃客散す六七名と有志士留りて柳川宅に會す

今夜渡部一郎設樂備州へゆく

妾子他見を許
まげ

四月廿四日
尾澤内奉書

此度會議相始候は餘儀にあらす國家危急の場合に付同心唱義皇國と御爲徳川氏御再興と儀を計り候に
付御銘々御見込と趣何事によらず御申出被下度會議と上言上仕夫々御採用相成候様仕度候也

御見込書今日御差出被成候共御歸りと上御認め御持參相成候とも兩様と内何れにも諸君と説に付會議
可致候

戮力同心して義を唱へ兵を聚め國家を再興する事は上君上并補佐の力にあるへし上因循にして下を奮發
せしむる事甚た難かるへし公明正大御恭順と御趣意大に士氣を挫かしたるのみならず浪華に壹人留るの
閣員も無之是上たる人の因循に據ればなり依ては上

君上眞に御奮發補佐の人憂國の赤心を以て御指揮被爲在下感激するにあらされは戮力同心有名無實に至
るへし此儀宜御執達奉願上候以上

尾澤内奉書

今日は屋敷に命に因て出席仕候にも無之且大事件粗忽に議論仕も如何と存候間一旦屋敷間合せ熟考仕候
上御返答可仕候

藤堂正房

攻を主とする事固に論なし然共今日に形勢又守るの議なきにあらす守るの兵を以て直に攻るの兵に用ひ
申度候事

清水山守
如後
未だ
未だ

幕府と存亡を共に仕候儀は申迄も無之 御國家危急に御時有志に諸藩合併一和一鐵丸に正氣と相成速に
馳登り御兵勢を興張致し奸賊を討滅する事方今第一に急務と奉存候
江都御城に御儀は右合併中より相分れ守衛仕候て可然奉存候
右弊藩國論に御座候

如伊國守家來
岩崎正盛

國家重大に事件御會議有之趣御達に付局中衆議書付を以申上候此度御大事件當正月三日以來戰爭に次第
傳聞仕候には同四日手合に節藤堂に人數反復より御人數大敗に由夫より引續大坂表 御開御乘艦被爲極
候以後は追々市中を放火し賊徒縦横亂逆に巷と相成攝河泉播四州 御領は既に奪掠に地と可成左候は、
逆賊日々其勢を増長し尙其近傍に地に及へく奉存候且加之陰謀を以 朝敵の名を強て唱候得共必竟賊徒

○ 策にして是等と小事 御成功と上は消名無疑と奉存候 御歸城以來手を束ね坐して賊の襲を待ときは江戸城も又大坂と覆轍を踏必定と儀と一同奉恐察候抑近來海陸軍擴張有之候に付陸軍三兵共稍備り候得共何分海軍は軍艦及人員未備る哉奉存候然る處當時と急務直に戰艦製造等容易に難出來候間歐羅巴諸國は和親條約と國故戰爭成功と節迄證書を交換し戰艦を借用し此示談整候は、速に兵を二分にし海軍は速に賊と本城を衝き陸軍は 上様御親兵と被遊其形と實を大にし東海中山と兩道より 御親征被遊候は、賊後顧と難を生し勢を失ひ候は、機に乘し賊巢を討伐せば御勝利必然と理と奉存候右速に御採用有之候様仕度奉存候尙文中不分明と廉は口上にて申上候以上

畫學局
繪圖調局

○ 國家と御大事件に付何等と存意可申上儀無御座候以上
正月十四日

七
田邊潤之丞

○ 此度御大事件に付御會議と御席に罷出候處獨斷にても存意可申上旨奉畏候得共即御請可奉申上品無御座候以上
正月十四日

七
田邊潤之丞

○ 正月十三日美濃守殿より内々御尋に付不取敢相認差出候建白書草稿

此度火急と
還御實以無御據御儀と奉恐察何共奉恐入候御事に御座候此上は小節に御拘不被爲遊遠大と策略を幃幄中に御運し速に賊徒誅鋤海内寧靜

東照宮様御神靈被爲慰候様と御所置偏に奉仰願候付ては當今と急務聊存込と次第不憚忌諱左に奉申上候
第一御府内御警衛御取締と事

此度と虚に乘し浮浪と黨如何様と事相巧候も難計御府内は勿論近郷近在と御固第一と急務と奉存候
第二山海諸街道御備と事

右は奉申上候迄も無之賊徒何時襲來も難相計候間速に御手配無御座候ては事不意に起り狼狽に至り候
様と事尤可慮と至と奉存候尤海岸是亦同斷に御座候

第三大舉西征と事

右は御國運御挽回と御大業に付紀水兩家は不及申加賀仙臺肥後を初其外
神君様御恩澤を奉存候程と諸侯へ御依頼被遊内外一和と上速に此御盛舉被爲在候様奉存候昔頼朝卿は
僅七騎に迄被擊敗候ても三年を出すして六十餘州惣追捕と任に當り又

神君様も數ヶ度と御危難に被爲逢候得共終に天下を御一統被遊候精神一注何事不成況や 神靈未た地
に不被爲墜候得は只々至誠至公と意を以諸侯を御頼被遊候は、御恢復不遠と奉存候萬一名分小節に御
拘り被遊此機會を御失被遊候は、乍恐御家運も是迄に相成可申と痛心と至只此一事と奉存候

第四外國交際彌御親睦と事

外國人とは不相替信義御失ひ無之聊も權偽を不用至誠を以御交被遊 國內と事御隠し無之實情御布告

相成候様左も無之候ては賊徒離間と計より如何様と變事出來も難計奉存候

第五言路洞開衆論御採用と事

只今迄と如く閑老方を初御役人衆御逢等と儀手重にては上下と事情自ら懸隔候間以來は國事に付建言
仕候者貴賤と論なく手輕に御逢被成其事柄に寄候ては

上様拜謁直言上と儀も手輕に相叶候様御制度急速御改革御座候様仕度奉存候

右と外巨細と事共一時に書取兼候間猶衆說承合追々可奉申上候右は只々存込と儘奉申上候儀に御座候以
上

正月十三日

翌十四日早朝差出す

松河春三謹上

急攻

内藤長壽齋家来
正月十四日
茂原 肇
白石七五湯門

今日席上私論

一 御府内御嚴重御固乍恐
上様には被遊 御在城候て御兵隊之儀は上筋兩道并海路にも御進被成何れにも諸兵隊之氣先御引立相
成候様仕度奉存候事
一 御兵論は速に御決定相成候方 御爲と奉存候事

阿部忠房守而来
阿部忠房
三雲の如候

攻 松山 佐藤 小田原 日治 内藤 鈴木才藏
 金子 佐澤 佐原 石川
 榊原 成田 福田 磯貝
 赤坂 岩崎直之助
 内藤 白石 茂原
 白川 阿部甚四郎 三雲理兵衛

守 彦根 西村 杉山 榊
 横川 小林

有説

〔大守小攻〕 渡部一郎 〔守而攻〕 後藤三達
 〔大君英斷ナケレバ攻守共ニ不能〕
 武内
 渡部魯輔 加藤 入江 柳河
 〔攻守不可方〕 〔攻守兩方〕 〔守而後攻〕 〔守而後攻既ニ別紙アリ〕

〔歐ノ海軍ヲ假テ急ニ攻ル〕
 川上 宮本 前田

一攝城御退去人心沮喪之際賊軍既に
 天子を狭み天下に號令致し候上は片時も早く御再舉民心維持と事今日と大急務と存候就ては 大君直
 に御進發難被遊候は、幸 水府公にも舊臘御慎解と儀にも有之兼て御同國と儀は教育素あり士氣奮興
 と御家柄に付御同公爲御名代早々陸路御西上先般方追々上坂と諸侯を撫循し沿道と諸藩を率勵し旗下
 初諸藩隨從忠義と旗押立且坂城退去と公軍紀州路へ引揚候由に候へは海路方も御船同國へ御廻し御救
 援と上東南一時に應援恢復と大舉相立候様致度候事
 一内諸侯等には早々斷然と御命令御下し夫々忠義を鼓舞し離散渙解無之三百年と 御恩澤に報し候様と
 御所置有之度事
 右差當心付候儘申上候事
 正月十四日

延分
 津島

兩度と

御奏問狀不達

叡聞已に 朝敵と名を被爲 蒙候姿に落入候趣右は是非共達
叡聞度右京地に爲御上方と義御工風可有御座候事

但し右爲御上方と儀

宮様御使又は旅僧に仕立兩三人に被仰付可然哉

右御奏聞狀御達に相成候上は軍勢御登せ御都合萬端宜敷奉存候事

東國兵關東御守衛被仰付度殊に小藩と者共一時御手當被成下候て御登せに相成申候共實地と御用に相成
候儀如何可有御座候哉何れにも軍事

御再舉と奉存候兼て右と御手配に仕度事

外夷へ御依頼と儀如何可有御座候哉尤西國東國憤發と諸藩御懇勸御依頼當然と事

攻

村上彌左衛門

上一ヶ條讀上無之様

申出

守者攻にしかす巧遅は拙速にしかざるべし若し守らんと欲する時は此地も亦棄去に至るべし

江戸在 京 寛平 年 正月 廿 日
軍 部 所 掌 藤 原 忠 成
奉 書 在 備

大坂城陥るとき諸侯奉行壹人も死を以て國に殉するものなしは何の故そや議論多く周旋を勉て斷然死を
決するの義を講せされはなり小事なれとも赤穂の大石氏先つ城中に自裁するの義を起し然るのち衆人の
節義を瞭察し終に復仇の大義を成就するを得たり今の計を爲すものは速に在府の諸侯諸藩士を會して江
城に死を決するの義を建つへし是先つ人心を固結するの根本なり然る後賊兵大舉し詔勅を借り攻來らん

會議に付至極に急務二ヶ條

一 諸藩より一藩と通論を取極名代人を指出し其議論と其處置と決して相違せざる様いたし一己と私論を禁すへき事

一 會議連中過半一致と議論に非れば政府より兵事に付諸藩に命令するを得不得若強て命令するとも諸藩之を遵奉せずして宜しきとの免許狀を寸刻も早く政府より貰ふ可き事

但し會議過半一致と議論ならば諸藩己の議論に異なるとも之に従はざるを得不得

右二ヶ條中一條闕くる時は幾度會議し如何なる高論あるとも事に益なからん又其他の細密なる規則は衆論に因て追々取極むるべし

藤野善藏

謹て攻守と兩策を按するに攻は勢有餘故也守るは勢不足故也乍然當今と時勢に切迫致し候ては守に不宜攻に宜しく奉存候今に當て西三美を阻し東奥羽三越に至る迄管領し心を一にし東方に虎蹲し力を蓄へ禦

を待て動くは甚た得策と如く候得共窃かに考ふるに因循曠日するときは萬一奥羽北陸よりして如何様の事變出到致し候も難計且は關西幕命に向ふの諸藩も自然解體致し候は必然のことに候得は守策は不宜候語云先んするときは人を制す後る、時は人に制せらる居なからにして困蹙に至らんよりは不若進んで賊を禁闕に掃はんには願くは速に檄を東山東海及北陸の諸藩に移し

徳川家累代忠を

王室に竭し薩土浸潤の讒遡よりして

初國未曾有朝敵の汚名を蒙り且薩土か輩朝權を恣にし凶徒を煽動し妄に公卿を黜陟するの罪を鳴らし速に西上し

君側の惡を掃ひ

天子を挟み四方に號令し不庭を討するときは庶幾くは再び霸業を興復し上は宸襟を安んし奉り下は

神祖の舊業を興復するに至んかと奉存候故曰進攻るに非すんは事を成難し乍然攻は勢有餘に非すんは難叶兵法曰十則圍之五則攻之と今窃かに推考ふるに薩土尾越藝長の輩各數千の兵を以て京師に在留あるべく總て合するときは數萬の人數には下るへからす且主客勢を異にし飢飽勞逸強弱の權頓に懸絶致すべく候得は中々彼か十倍五倍の兵力無くしては必勝の策無覺東候雖然飢を以て飽に更へ勞を以逸となし弱を

以強に轉するは皆謀略の常に候得は偏に奇謀制勝と御定策無之して難叶候且衆を恃み無謀の合戦に日月を曠くするときは禍蕭牆に起り變肘腋に生ずる事も難計候間惟々必勝の御定策專一に御座候幸にして聖君上に在し謀臣淵の如算遺策有ましくと奉存候由之謀略と儀は紙面に宣漏不仕候草莽と微臣不顧愚昧妄に奉拙策罪萬死難免候

同政所副役下役
上野初三

○
草莽と微臣謹て按するに今度 上様大坂を還御に相成候儀は乍恐深遠と御 聖斷にて萬々不得止と形勢と推察し奉候乍然事情を不察關西歸命と諸藩も是を以て解體致し候も難計就ては關西諸國と御領所一夫一兵と御警備等も無之由に聞及候得は甚歎息と至に奉存候右御捨置に候は、今年一所を失ひ明年亦二失ひ自然蠶食を蒙り土地漸々蹙迫に及困窮不期して可至と奉存候就ては先差向土地と廣狹勢と緩急を謀て兵卒を遣し屯戌爲致於其地屯田を興し農兵を取立要害を守り其地の租税を以て軍費に給し器械を調ひ糧

食を蓄へ又其最寄の諸藩有志と面々ね達し置非事應援と備を爲さしめ度候右御捨置に候時は徒手して彼か有と爲のみならず寇に兵を藉し盜に糧を齎すの患あらんとす縱令其近藩にて

幕命を奉せんと欲るも自立の勢なきときは其勢折けて降を彼に送らざることを得ず自然歸命の志を絶つに似たり願くは各所に於て兵備嚴然として相立敵中の一大塊となし彼か肘腋を制し且は西南の勢援を興し彼をして西顧の憂あるときは東に務るの計に怠るへし是専ら守策のみならず守を以て攻とするも亦此に有らんかと奉存候方今國步艱難の時に付博く群言を求むるの命令下り候得は草莽と微臣愚昧を不顧捧妄策候罪萬死難免誠恐誠惶謹白

正月

開成所調役下役

上野初三

會議要領

一 會議の事たる務めて正大公明の政令を行ひ上王公より下庶民に至るまで各其處を得て國體富強充實外は海外諸國の欺侮を不受内は亂賊奸徒を誅鋤して國人の生業を保安するに歸す然れとも目今國家の存亡安危轉瞬の間にあり悠々以て他事を謀の時にあらず専ら兵備を整へ軍機を決するを以急務とすへし
一幕士は幕府の兵勢を議し藩士は諸藩の兵勢を議すへし是各其知る處を擧て論斷するか爲なり敢て彼我の分を立るにあらず

一 會議の席上官藩を別つことなく尊卑禮讓凡て從前の定則に泥む事なく諸事同等の心得を以て應酬接對すへし

一 論議に臨んては相共に心肝を吐露し眞節盡忠の大義を主張し分毫も私心を存すへからず

一 此際賊徒の間諜扮身入席する者あらんも難計同心注目尤肝要たるへし

一 軍制に關涉せる事に於ては各藩家國の事務相互ひに談論勿論たるへし

見込書

即今危急の御場合に至り守の術は攻るに出攻るの主意は専ら奸臣誅戮に之あり大舉進兵は二月下旬を限り東海道は尾藤を以て嚴に先鋒を命し異議ある時は討潰し中北道も同斷我兵も危道に出風雨の勢ひに乘り又四藩の本國を襲ひ人を代ても攻撃を替す根強く戦時は却て幸に出權道德川師に再復すへし方今萬國爭雄の中勇武を振はす柔弱に入る時は味方の中より敵生し我滅亡を極る例多し用兵の法は第一情狀より出る江戸住居出兵の家族は四方老兵を取締り非常を扶助し亦市中も町役人口聞を以て江戸興廢の機化を示し暇業の遊民を諭し萬餘の雜兵を作り其家族は町役人取締り非常を扶助すへし扱戦時に臨みて町兵は遊撃築造に用ひ斥候間者を出し猛烈に攻撃する時は敵も時勢に靡き速に勝利を得ん事戰國策曰兵聞拙速の理に出へし差向大體を論するの他は有司の職掌にあれば贅言せず此段言上仕候已上

正月十五日

田原重政
右大臣
於幕府

此度 御國家未曾有と大事件に付て者臣等敢接嘴可仕儀には無之候得共偶然罷在候は却て不思大恩義と奉存候間愚言獻言仕候臣從來文墨と一俗吏に有之京坂と形勢諸侯と事情等委曲承知不仕候得共已に薩土不臣の奸暴々天下と騒亂を引起候は普天率土と共に所知天帝地祇と俱に所伐其罪科顯然に有之候乍併過去の件々置て不論當今 還御以後攻守兩件に付苦心熟考仕候處乍恐當今御要務小攻大守に可有之哉と奉存候當時關東御兵力御手薄に有之候間北國筋誠義の大小候早々御募兵被遊度奉存候尤越後國と儀は正賊彼我の間參考仕候處實に 關東管鑰と後押に有之へく哉と奉存候間右は十分堅牢相衛り賊徒上陸不相成様仕度若賊徒北國に相廻り候儀も出來候は、乍恐人心動搖自然戰機を相誤り候様成行可申哉と奉存候而て御募兵到着候上は相房海陸夫々嚴重相固め且 幕府御人數と儀文武の常職に拘らす年齢拾五歳已上と者は御軍役と内は被召出且 御領分百姓町人に至迄有志にして 御當家御恩澤に沐浴仕居候者格別御仁愛の御軍令狀を以人心奮激仕候様御所置被遊度奉存候左候は、 江城大守の御起本相立可申哉と奉存候而後駿遠參々名古屋の一舉に攻入り戮力奮戰仕候へは不日に落去と手續に可及尾州掃攘仕候上は近隣桑名彦根且上方惣御軍勢尙奮發血戰は必然と儀と奉存候是則小攻にして大攻の基礎にも相成可申哉と奉存候間此段申上候以上

慶應四辰正月

岡成所調役
 凌及建三調
 再拜謹言

(箋 附)

土井大炊頭藩一同見込
 赤見負

土井大炊頭藩一同見込

私屋敷おいては

幕府と死生存亡を共に致候々外無御座候

大樹君と命令さへ出候得は何によらず違背仕間敷候但只今は神奈川警衛手厚に可致旨重て御談も有之御

府内御門守り方と儀御免相成候間藩中舉つて神奈川表出張罷在候右と外別段申上候儀無御座候
正月十五日

四四〇

土井大炊頭留守居

赤見 貞

松平伊豫守

○

唯守に安するの機會に
あらず急攻を主とす
但し假令姦藩の
幼主を奉欺候所業と

(附 箋)

松平伊豫守
十河船次郎

は申ながら仁和寺
宮日月の旗を翻て
來攻するときは自然
人心姦藩に與する
者多しといふ可らず
されは此方にては
上野宮様或は靜寛
院様を奉し
先帝の遺詔をも爲
繼候名儀にて
大君自ら大旆を
以て速に進攻し玉ふを
上策とす拙藩兵の
江戸にある者僅々且つ
主人の母もあれは其

衛護の兵も残さ、
る可らされは唯僅に
半小隊一小隊位の上
は力に及はず候得共其
位の兵は何時にても
率ひて御供仕候心
得に御座候

○
攻守と夏御尋に付左に申上候

軍は勢ひ無之候ては勝利無覺東事に奉存候なれとも此節在府と諸家人數十分とは難申と察候又國々呼
寄候ては機會を失ひ可申依ては御守衛と方は御手薄にても無據候に付一時も早く海陸を御攻登り尤東海
東山兩道は勿論最寄と大小名と人數國々即時に出陣被 仰付
上様御初可然御方々様御進發被遊候は、賊と氣を吞候道理にて御勝算可有之右御決斷被爲在候は、其上
御雄略は如何程も可有之と奉存候右様無之萬一御猶豫被爲在候内靜寛院宮様御迎ひなど、號し賊と大勢

海陸を駈下り候は、御難戰可有之奉存候先すると先せらるゝとは軍機と大事と奉存候此段一藩衆議と上
申上候以上

正月十七日

何事仕候事の内
中御尋候事

○
國家存亡極切迫と
時勢に付大事件御會
議有之有志と方は
爲議論當御場所可
罷出旨紀州様交際方々
通達御座候付見込と

品も御座候は罷出議
論可申上處内膳正在
邑中無人と上重役と
者舊冬在所表わ出立仕
其餘役人共始少人數と
處去る九日御預人も有之
警衛等行届兼伺中
と折柄にて混雜も仕居
旁以御國事議論等と
儀何等と見込も仕兼候
間先此段申上置候以上

正月十五日

松平内膳正家来
河上六次治

(箋 附)

高聲に御讀上げと儀は
御斟酌被下度候事

昨日は參上御馳走戴き難有存候最少々罷在御議論も伺ひ度候得共老足夜行甚心元なく退散仕候

一昨日書上候攻の内譯不文ながら認書出申候

一外に新聞差上申候

何分にも痛憂仕候は關東と兵力に御座候京地に罷在候兵士は一旦死地に陥り候もの共十分憤激敢死と
士とも可申程なるに浪華の説を聞き甚た歎息況や在府と兵士は甚寡少に有之極めて因循に候半加之寶
藏と貨財有無と如何を不知旁攻守とも僕におゐて只管杞憂に不堪候に付ては内兵力足候外に助けと諸
候なれば勝算と如何を不知況や列藩に

朝敵追討と命令下るに置ては御成功と如何を不知右一二不知御厚議と程伏て奉懇願候

老人の心弱く只々前後を顧因循を唱へ候様相聞候半なれとも思ひに堪かね吐露仕候宜御賢察奉希候
以上

御召

御召

攻の兩議 僕昨日席上におゐて攻に理あるへしと
守の兩議 書きたりき

抑戦は攻るの力なければ守る事不能守を主とする時は都て因循に陥るへし爰を以て攻に理ありとは申たるなり

○一昨年来

大君には公明正大御恭順を御主張被爲在今般と戦争も

皇朝の御爲難被爲忍御場合

君側の奸を御攘ひ可被遊 思召にて兵士御引率御上京被遊候儀は實以

天朝に被爲對假りにも御不敬と 思召は萬々不被爲在候得共奸藩の術中に御陷被遊

天朝に被爲對御誠意御徹底不相成朝敵と汚名を被爲蒙候段身子(臣カ)と分として切齒と至極に候へは速に兵を

京師へ被差向賊徒御追討被爲在候様仕度は勿論に候得共憤激と餘り御再舉と御名儀にて御進發被爲在候

ては是迄公明正大御恭順と御所業御權謀に相當り彌以朝敵と汚名を被爲蒙候様成行列藩へ

朝敵追討と命令等下り候ては御成功と程も如何可有之哉に付願くは御名正しく御恭順と實を被爲盡候

事の爰に及び候不被爲得止と御條理を列藩中加兩肥仙米盛岡二筑阿因備雲越柳川其他可然向へ御使を以

被仰進候共御役人と内憂國赤心と御方々御越被成候とも兩様と内にて何分朝敵と汚名を被爲蒙候段御遺

憾と至極 神君已下御代々と尊靈に被爲對候ても恐入 思召就中

先朝には數年御奉仕格別と

御寵遇を被爲蒙朝暮勤 王と思召は御忘却不被遊御厚意と餘り奸藩恣成所行

禁中と御模様も御承知被遊

先朝に被爲對且

當今に御忠節を可被爲盡御誠意を出候儀に候處豈量御誠意徹底に至り兼候儀は御運と微々たると

皇國擾亂と時至り候儀と深く 御憂慮被遊候願はくは列藩二百五拾年と御親を被存候は、朝敵と汚名を

一洗し 大君勤王と御誠意徹底可申候様厚く周旋と儀御依頼被遊候

大君におゐて

朝帝(ついで)と思召に不相叶是非罪科に可被處

叡慮にも候は、假令御身は如何様に被爲成候とも聊不被爲厭徳川氏二百五十年海内鎮撫昇平と功業一時に空しく朝敵と汚名を被爲 蒙候儀如何にも御歎き思召候況や臣子と分として號泣と外無之候間見込と趣無覆臟被申聞賜るへく旨書取并口上にて演述仕候上外藩と見込にも御隨ひ御處置被爲在候ても可然哉に奉存候猶又此趣

静寛院宮様同門様にも被仰上御譜代と面々在府在邑在京と輩にも御布告被遊候は、可然や其上にて御進發被遊候御時節にも候は、御名を千載の後迄正しく御傳汚名を被殘候儀無之様被遊度奉存候切迫と今日

本文と御趣意を以水藩有志と徒を上京被仰付尾越兩公に就て御奏聞被爲在候ては如何御座候や此邊も御勘考奉願候事

右等と儀申上候ては迂遠と見込と御笑も可有之候得共素とく公明正大御恭順を御主張被爲在候御儀に候得は此儀を普く衆人に知らしめ將又攝海に碇泊と英船何か疑はしき舉動も有之趣彼れ若し奸藩と後援を仕候様にては不容易御事柄に付此邊迄も御心を被爲配關東の兵力も御量り御再舉被爲在候て十分と御勝算を御見定先鋒と大惣督も此度は家格に不拘人材御登用重く被爲任候て御取懸り相成候様仕度奉存候

前言悉く因循に互り候得共愚昧と私御爲眞實に存上候か吐露仕候儀に付宜御取捨可被下候已上

わうたう

又あふらるる中

今後ハ空ニ飛下、

水戸の事

○

今般拜見仕候御演説書并

御ヶ條書と趣承知仕候就ては

見込と品申上候様承知仕候得共

天下と重大事件不肖と私

差向見込も無御座猶御一助

にも相成候御儀御座候は可

申上候此段申上候以上

正月十七日

小笠原重親家来

無任感荷

四五〇

○

當今極切迫と折柄に付攻守
と二件御尋に付左に申上候
一攻る者難く守る者易しと兵書に
御座候通必勝と計算無して
攻る者破滅と基に御座候自他を
計算するに彼れに昨今勝算
數ヶ條御座候て
御味方に未必勝と算なし然るを
強て征西御座候は自亡を

求る而已然れば守ると外無
御座と計算仕候乃ち守るには
執政軍師二職人望有能と
人材急速登庸肝要に付
右二職と人材は天下衆心と
歸する所と人物入札を以て貴賤
と無差別
御選舉御座候方急務と奉
存候併只今に至り攻守と二件
而已ならず
上と御逆名御存亡に拘り候事故
御進退重大事と策御座候様
奉存候以上

四五二

正月十七日

大園城并手家車
篠崎佳門

御相談及候と愚意廉々荒増
認取候事

一ト先御兵隊御引上ケ

還御被遊候は勿論御深謀被爲

在候儀は奉申上候迄も無之候事

一古今と有様を考候に一步退き候ては

兵勢大にくじけ候儀と存候事

但隨て人氣沮敗可致候事

一日も早々 御上坂

帝側と賊徒御追討願は敷

奉存候事

但成敗利鈍は天命にて人力に及申間敷事

一古來彼を攻る勢有之籠城は格別

左も無之候ては總て畏服相成開運は

六ヶ敷存候事

一何卒御十分に兵勢を張せられ東海

中山兩道より 御進發被爲

在度候事

一江戸御留守御警衛は御人選にて

如何にも御嚴重被

仰付置候は勿論と亶

一帝側と奸賊御追討と儀明に

天下に御布告有志と面々被爲募

度奉存候事

○

攻 守

右兩條と見込曾て無御座候
御差圖次第残り少人數
老弱舉て罷出盡力と心得に
御座候以上

正月十七日

松平定房
信野多藏

會議法則集

會議法則

會議と法動もすれは諸説區々に分れ紛亂を生し易し故に豫め法則を立つる事左と如し

一條

此度會議と趣意は戮力同心して義を唱へ兵を集め 國家を再興するを主とす外他義あるへからず

二條

會議に預る者は定日刻限に急度出席あるへし

三條

會中々壹人を選び壹ヶ月中演説方となすへし

四條

各人存意を申出す節演説方に口上又は書面にて申述ふへし

五條

演説方は右書面を請取り文意を熟覽し不審と廉あらは承糺し明瞭に理解すへし

六條

次に演説方右書面を高聲に讀上げ衆中に聞かしむへし

七條

衆中異説と者は之を論難すへし其節演説方其返答すへし返答し難き儀は説を立て候者に承糺すへし始終説を立てたる者と難者と直に應對すへからず演説方其間に居りて双方と意味を貫徹し可成丈一致に歸せしむへし

八條

双方と意味行違ひ一致し難き節は衆説に従ふへし

但任選者入札を以て定むへし

九條

衆説と歸する所は私心を屈して之に従ふへし自己と説と行はれざるを以て不平を懷き戮力同心の本意を失ふへからず

十條

衆議一定と上は一紙に認め出席人數と姓名を記し政府に呈して裁斷を乞ふへし

十一條

政府より下問と廉あらは亦右と手續きにて答へ奉るへし

十二條

新聞あらは必ず會中に吹聴すへし會中之か爲に新聞帳を設け盡く記録し會中各人の觀覽に便にすへし

教授職並
神田孝平

孝平先生

松尾弘義

會議法と思按

- 第一 會議は公論を得るを以て主旨とす蓋し其法則正大ならされは公論を得る事甚た難し故に先づ其正大と法則を立るを以て第一要件となす
- 第二 西洋會議院には必ず言官といふ者ありて都て院中各員の議論をあつめて之を言述し且つ其他都て院中の指揮をなす此言官は多くは其院中の入札にて選舉する者なり此度會議社を立るにも必ず此言官といふを會議仲間の入札にて定め之を會議頭取と爲すへし
- 第三 其餘と衆員は會議士と稱し席順は出席順と定むへし偕此席順を以て各其勘考と説を頭取に申出可し但し大抵は其議論の概略を認て之を頭取に出し委曲と事のみ演述するをよしとす
但頭取惣體と議論を請取候後一々之を高聲にて讀上く可し
- 第四 衆議盡く同一といふ事は甚た難き事故大半同一する所の議論を取る事となす可し故に先づ大抵三分の二同一せる説を取るをよしとなす
- 第五 先づ第一に議す可き事は此度の御處置方なり
但し頭取會議士共に自分一論を抱ける事件ある時は之を頭取に申出して仲間と衆議を乞ふ事を得可し

其外猶數多可有之猶諸君と高議を拜聽いたし度存候

加藤弘藏

校訂につきて

- 一 原本の忠實なる覆刻たらんことを期し、現代活版印刷術の及ぶ限りを盡さんことに努めたり。
- 一 校訂及び校正に當りては、濫りに私意を加へずと雖も、假名の一種としての漢字は之を改めたり。例へば「者」^は「而」^て「與」^との如し。又假名の異體なるものも通行體に改めたり。
- 一 筆寫本にありては片假名と平假名との混用を妨げずと雖も、之を活字に現はすことは體裁の亂雜を來すを以て、特殊なる用例を除きては平假名に統一したり。又假名を右側に小さく旁書せるものも改めたり。
- 一 同一文中に在りて敬意を表はす爲の語頭の空白、行改め等の一致せざるものは體裁上之を統一したり。
- 一 引用文は之を更に原文に對照して校訂すること必ずしも必要ならざるも、誤寫のまゝにて讀解されたるものなれば、今敢て加筆せず。
- 一 人名地名等の用字の區々なるものあれども、之が考證を加へず。例へば福岡縣大里の「内裏」「内裡」「大理」等とあるが如し。
- 一 用字語格送假名句讀等につきては嚴に原本に隨ひたりと雖も、同一文中にありて甚だしく區々なるものは一見誤植なるかの虞を懷かしめ、又一々之を旁證すること煩に過ぐるを以て適當に統一したり。

例へば「儀」と「義」との混用の如し。

一 原本には當時の慣例として且爾遠波を省略せる箇所甚だ多し。

一 題目に大活字を用ゐたる直前の「○」符は原本に於て紙改めなることを示し、其他に在りては原本に随ひたるものと、前後の區別を明瞭ならしむる爲に加へたるものとあり。

一 原本に朱書せるものは上下に「□」を施して區別したり。又「○」符にて「マ」、「不明」「カ」等と旁書せるもの以外の小文字は原本に存するものなり。

一 原本は年月を逐ひて輯録したるものなるを以て、年代的索引として詳細なる目次を編して巻首に置き、以て事項索引に代へたり。

一 原稿は昭和六年十二月に手入れを了りたれども、事情に依りて原稿が印刷所へ廻附されるまでに一年に近き日子を空費し、之が爲に校訂者の作業豫定にも支障を生じ、遂に故下出隼吉氏一周忌までに完成するを得ざりしのみならず、事半ばにして明治文化研究會の柱石たりし吉野作造博士の易簣に遭ひしは甚だ遺憾とするところなり。謹みて之を謝す。

昭和八年十二月

神代種亮記

(寺島製本)

昭和九年二月五日 刷
昭和九年二月十日 第一刷發行

新聞叢書
定價 五圓

888
888



編輯代表者	尾 佐 竹 猛
發行者	東京市神田區一ツ橋通町三番地 岩 波 茂 雄
印刷者	東京市神田區錦町三丁目十七番地 白 井 赫 太 郎
	精興社印刷

發行所

東京市神田區
一ツ橋通町三番地

岩波書店

電話(33) 一八七番
九段(33) 一八九番
〇三番(八) 一八八番
振替口座 東京二六二四〇番

都

東



都丸書店

東京高円寺駅前

